

諸塚村妊婦に対する遠方の分娩施設への交通費及び宿泊費支援事業実施要綱

令和7年7月1日要綱第13号

(趣旨)

第1条 この要綱は、遠方の分娩施設で出産する必要がある妊婦に対し、当該分娩施設までの移動にかかる交通費及び出産までの間分娩施設の近くで待機するための宿泊費の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減と、安心して出産に臨めるための支援につなげることを目的とする。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、諸塚村に住所を有する妊婦であって、以下の(1)又は(2)に該当する者とする。

- (1) 住所地(里帰りしている場合は、里帰り先の居住地とする。以下同じ。)から最も近い分娩取扱い施設(妊婦の受け入れが可能な分娩取扱い施設に限る。以下、分娩施設という。)まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦。
- (2) 医学的な理由等により、周産期母子医療センターで分娩する必要がある妊婦であって、住所地から最も近い周産期母子医療センター(当該妊婦の受け入れが可能な周産期医療センターに限る。以下、周産期医療センターという。)まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦。

(事業内容)

第3条 第2条に該当する妊婦に対し、以下の(1)及び(2)を助成する。

- (1) 当該妊婦の住所地から分娩施設または、周産期医療センターまでの移動に要した費用(往復分)について、諸塚村職員等の旅費に関する条例に基づき、自家用車で移動した場合には1km×30円で算出した額、高速道路、公共交通機関やタクシーを利用した場合にはその実費の8割額を助成する。なお、100円未満は切り捨てとする。
- (2) 当該妊婦が出産までの間、分娩施設または周産期医療センター近隣の宿泊施設(当該分娩取扱い施設まで速やかに移動できる距離にある宿泊施設をいう。)に宿泊した場合における費用について、出産の前日までの分について、最大14日分を助成する。

助成対象額は宿泊費用の実費額とし、1泊当たり2,000円を控除した額を助成する。助成上限額は諸塚村職員等の旅費に関する条例に基づき1泊9,000円とする。なお、100円未満は切り捨てとする。

(申請及び申請期限)

第4条 前条の助成を受けようとする者は、諸塚村妊婦に対する遠方の分娩取扱い施設への交通費及び宿泊費支援事業申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、出産の日から6月以内に村長に申請するものとする。

(申請に対する決定等の方法)

第5条 村長は、前条の助成金の申請を受けたときは内容を速やかに審査し、その結果を当該申請者に対し、諸塚村妊婦に対する遠方の分娩取扱い施設への交通費及び宿泊費支援事業交付(却下)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(助成金の取り消し)

第6条 村長は、偽りその他不正行為によって助成金を受ける者があるときは、その者から当該助成した金額の全部または一部を返還させるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、交付の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。